

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・新株予約権等に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.minebeamitsumi.com/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

ミネベアミツミ株式会社

新株予約権等に関する事項

① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の 種類 及び数	新株予約権 1個当たりの 発行価格	新株予約権 1個当たりの 行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
ミネベア株式会社 2012年発行 第1回新株予約権 (2012年7月17日)	2012年 6月28日	470個	普通株式 47,000株	25,200円	100円	2012年7月18日 から 2042年7月16日 まで	100個 (1名)
ミネベア株式会社 2013年発行 第2回新株予約権 (2013年7月16日)	2013年 6月27日	420個	普通株式 42,000株	36,700円	100円	2013年7月17日 から 2043年7月15日 まで	100個 (1名)
ミネベア株式会社 2014年発行 第3回新株予約権 (2014年7月18日)	2014年 6月27日	252個	普通株式 25,200株	117,400 円	100円	2014年7月19日 から 2044年7月17日 まで	60個 (1名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。
- なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。
3. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。
4. ①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。
- ③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
5. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年1月27日にミツミ電機株式会社との経営統合により承継した「ミネベアミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

社債の総額	20,000百万円
各社債の金額	10百万円の1種
社債の発行日	2017年1月27日
償還の方法及び期限	2022年8月3日に総額を社債の金額10百万円につき10百万円で償還する。

[新株予約権の内容]

社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額を除した数。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の転換価額	2,068円
新株予約権の行使期間	2017年1月27日から2022年7月20日まで

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法に基づき、会社経営の健全性の確保を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しております。この決議内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員・技術役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ① 当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員・技術役員及び使用人が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるため、『ミネベアミツミグループ行動規範』（以下、「行動規範」という。）、『ミネベアミツミグループ役員・従業員行動指針』（以下、「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下、「管理規程」という。）を定めます。
- ② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的な指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置して、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、又は必要に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

(2) 取締役及び執行役員・技術役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ① 当社グループは、『ミネベアミツミグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ① 当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアミツミグループリスク管理基本規程』を制定し、当社グループにおけるリスク管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とともに、その直属の組織としてリスク管理委員会を設置いたします。
- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。
- ③ リスク管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、又は必要に応じ取締役会に報告いたします。

(4) 取締役及び執行役員・技術役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- ① 当社は、取締役を12名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 当社グループは、取締役・執行役員・技術役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各本部、部門及び事業部が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各本部長、部門担当及び事業部長が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各本部、部門及び事業部と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

- ① 当社の本部、部門及び事業部組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。
- ④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ⑤ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑥ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

① 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

- イ 補助使用者を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。
- 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。
- ハ 補助使用者の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。
- ニ 補助使用者の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

② 取締役、執行役員・技術役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
 - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
 - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (e) 重大な法令・定款違反
 - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
 - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
 - (h) 取締役又は執行役員・技術役員が決裁した稟議事項
 - (i) 取締役又は執行役員・技術役員が決裁した契約事項
 - (j) 訴訟に関する事項

- 執行役員・技術役員は前イ（b）ないし（e）に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前イ（b）及び（e）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

- ハ グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、前イ（b）ないし（e）に関する事項を監査役会に直接報告することができます。

- ニ 当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものといたします。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役に対して、取締役、執行役員・技術役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

- 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

- ハ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものといたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

独立社外取締役1名も出席するコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する各種施策を検討して取締役会に報告しております。また、社内担当部署及び社外委託会社が窓口となったコンプライアンス相談窓口を設置し、提供された情報は監査役にも通知されることとしております。

当事業年度は、役員向け独占禁止法セミナー、新入社員・キャリア入社者・新任係長及び課長を対象にコンプライアンスセミナーの研修・教育を実施したほか、管理職向けにパワーハラスメント防止に係る研修を実施いたしました。コンプライアンスの浸透度を測るために「コンプライアンス従業員意識調査」の定期的な実施も含め、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めております。

(2) 情報保存管理体制

「ミネベアミツミグループ文書管理規程」に基づき、重要な会議の議事録、各種決裁書類及び計算書類等を適切に保管しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理委員会により、当社グループ内のリスク管理体制の整備を行うとともに、主要生産拠点において危機が発生した場合の復旧活動を定めたBCP（事業継続計画）策定を推進しております。

当事業年度は、グループのリスク管理体制のさらなる拡充・強化に向け、当社グループ各地域・拠点にリスク管理責任者及び担当者を配置し、リスク管理委員会と連携して拠点におけるリスク管理体制を整備し、リスク管理に関する各種施策の実施に取り組み、検討結果を取締役会に報告しております。グループの拡大とともににより多様化するリスクに備えるため、拠点毎にリスクを調査・把握し、各拠点の特性に応じた未然予防や抑制活動の実効的な推進に努めてまいります。

(4) 効率的職務執行体制

「取締役会規則」等に基づき取締役会において必要な決議を行うとともに、執行役員制度により、執行役員に大幅な権限移譲を行い、効率的な職務執行に努めております。

取締役会は、会社の目指すところを社是として掲げ、中期事業計画及び年度の事業計画を定め、戦略的な方向付けを実施しております。計画の検討にあたっては、全ての取締役、監査役、執行役員・技術役員及び事業部長等が参加する事業計画検討会議及び上半期終了前後に開催する計画の達成状況の確認と今後の検討を行う事業部門会議等により、建設的な議論を行っております。これらの会議の結果を踏まえ、社長執行役員の諮問機関である上席執行役員会議での議論を経て、取締役会において議論を行い、重要な業務執行の決定を行っております。

また、計画の進捗状況については、四半期ごとに取締役会で報告が行われ、モニタリングを行っております。

(5) グループ会社管理体制

グループ会社の事業運営にあたっては、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理運営が行われ、当社の各本部、部門及び事業部が適切に指導を行っております。

また、監査役監査、内部監査を通じてその運用状況の確認を行っており、特に重要な拠点については定期的な監査を実施しております。

(6) 監査体制関連事項

監査役は、取締役会その他重要会議への出席や、当社取締役、執行役員・技術役員等との面談及び重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、国内及び海外のグループ会社を往査し、グループ会社の取締役をはじめとする関係者の面談を実施しております。

監査役は、内部監査室と定期的な打合せを行い、内部監査の年間計画及びその目的等を聴取し、内部監査の結果報告を全て受けております。監査の実施にあたっては、監査のポイント等を事前に協議し、必要に応じて内部監査に同行し立ち会っております。

監査役は、代表取締役社長執行役員と定期的に面談を行うとともに、会計監査人とも定期的会合を開催し、監査体制、監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行っております。さらに、社外取締役との連絡会を設置し、定期的に意見交換を行っております。

監査役室に専任の補助使用人をおき、補助使用人に対する指揮命令、人事評価は、監査役が行っております。年間予算の計上は監査役会が行い、その年間予算に基づき費用処理しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを経営の基本方針としております。

当社グループは、上記経営の基本方針に基づき、生産性を徹底して見直し、従来製品の一層の収益力の向上を目指します。また、機械加工製品技術とミツミ電機及び当社グループが保有する電子機器製品技術が融合された複合製品事業を拡大させていきます。加えて、製造、営業、技術及び開発の領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開とグローバルな研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、収益力の向上、企業価値の拡大を積極的に進め、早期の売上高1兆円又は営業利益1,000億円を目指します。当社はこの目標達成に向け、会社経営に関する意思決定・業務遂行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するためには内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、2014年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において更新を決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、2017年5月31日開催の取締役会及び2017年6月29日開催の当社第71回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」という。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトにも掲載しております。

（https://www.minebeamitsumi.com/corp/investors/management/governance/internal_framework/）

① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、以下の（a）もしくは（b）に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下、「買付等」という。）がなされる場合を適用対象とします。

（a）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

（b）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」という。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従つていただこととし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合又は買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会による本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、当社取締役会は、実務的に開催が可能である限り、当該実施の是非に関して株主の皆様の意思を確認するために、株主総会（勧告的決議を行う場合を含みます。以下、「株主意思確認総会」という。）を開催します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、適宜必要な決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。なお、本プランの有効期間は、2017年6月29日開催の第71回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

（4）具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足しております。また、本プランは、第71回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること、及び、基本的に、本プランの発動に際し、株主意思確認総会の開催を求めるにしたこと等、株主意思を重視するものとなっております。これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとしていること等により、その公正性・客觀性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結持分変動計算書

第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ
2018年4月1日時点の残高	68,259	134,615	△9,496	154,778	4,280	99
当期利益				60,142		
その他の包括利益					4,107	△175
当期包括利益合計	—	—	—	60,142	4,107	△175
自己株式の取得		△64	△10,636			
自己株式の処分		2,801	671			
配当金				△11,329		
非支配持分との取引		125				
株式報酬取引		△13	13			
利益剰余金への振替				△1,419		
所有者との取引額合計	—	2,849	△9,952	△12,748	—	—
2019年3月31日時点の残高	68,259	137,464	△19,448	202,172	8,387	△76

	親会社の所有者に帰属する持分			合計	非支配持分	合計			
	その他の資本の構成要素		合計						
	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	確定給付制度 の再測定							
2018年4月1日時点の残高	3,556	—	7,935	356,091	7,130	363,221			
当期利益				60,142	560	60,702			
その他の包括利益	△611	△1,419	1,902	1,902	129	2,031			
当期包括利益合計	△611	△1,419	1,902	62,044	689	62,733			
自己株式の取得				△10,700		△10,700			
自己株式の処分				3,472		3,472			
配当金				△11,329	△34	△11,363			
非支配持分との取引				125	△228	△103			
株式報酬取引				0		0			
利益剰余金への振替		1,419	1,419	—		—			
所有者との取引額合計	—	1,419	1,419	△18,432	△262	△18,694			
2019年3月31日時点の残高	2,945	—	11,256	399,703	7,557	407,260			

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

ミネベアミツミ株式会社（以下、「当社」）及びその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結子会社の状況

・連結子会社の数	94社
・主要な連結子会社の名称	NMB-Minebea Thai Ltd. NMB (USA) Inc. NMB Technologies Corporation New Hampshire Ball Bearings, Inc. NMB-Minebea-GmbH MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. MINEBEA (HONG KONG) LIMITED NMB SINGAPORE LIMITED MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd. ミツミ電機株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況	
持分法適用の関連会社数	0社

4. 連結の範囲の変更に関する事項

会社設立による連結子会社の増加（1社）	
MinebeaMitsumi Technical Service (Suzhou) Ltd.	中国法人

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.及びMINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.の他27社の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

6. 会計方針に関する事項

当社グループが本連結計算書類において適用する重要な会計方針は、他の記載がない限り、連結計算書類に記載されている全ての期間に適用しております。

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループは、企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポートジャー又は権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、その企業を支配していると判断しております。子会社の財務諸表は、当社グループ

が支配を獲得した日を取得日とし、その日より支配を喪失する日まで連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社の適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。また、連結会社間の債権・債務及び連結会社間の取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の非支配持分は、当社の持分とは別個に識別されております。非支配持分は、当初の企業結合日での持分額及び企業結合日からの非支配持分の変動から構成されております。支配が継続する子会社に対する当社の持分変動は、資本取引として会計処理しており、非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。

当社グループが子会社の支配を喪失した場合は、子会社の資産及び負債並びに関連する非支配持分及び他の資本構成要素の認識を中止します。支配の喪失から生じた利得及び損失は純損益で認識しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社が重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理をしております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれんが含まれております。

(2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に取得法によって会計処理しております。取得原価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債、被取得企業の全ての非支配持分及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定します。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。発生した取得関連費用は純損益として認識しております。

条件付対価は、資本又は金融負債のいずれかに分類され、金融負債として分類された金額は、その後、純損益を通じて公正価値で再測定します。また、企業結合が段階取得の場合には、以前より保有していた資本持分の取得日の帳簿価額は、取得日において公正価値に再測定します。この再測定に起因する損益は、純損益として認識されます。

(3) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。全ての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、当社の取締役会において、定期的に検討を行う対象となっております。

(4) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似する為替レートで各グループ企業の機能通貨に換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨換算差額はキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額及びその他の包括利益を通じて測定する金融資産を除き、純損益で認識しております。

② 在外営業活動体の換算

日本円以外の機能通貨を使用している在外営業活動体の資産及び負債の換算は、報告日現在の為替レートで日本円に換算しております。収益及び費用は、取引日の為替レートで円換算しており、為替レートが大きく変動しない

限りは、期中平均レートを使用しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、非支配持分に配分されている場合を除き、その他の包括利益で認識しております。支配又は重要な影響力を喪失する場合には、この営業活動体に関連する為替換算差額の累計額を、処分にかかる利得又は損失の一部として純損益に認識しております。

(5) 金融商品

① 当初認識及び認識の中止

当社グループは金融商品の契約条項の当事者となった時においてのみ、金融資産又は金融負債を連結財政状態計算書に認識しております。

認識の中止は、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅又は譲渡されたことで、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合に行っております。認識の中止を行ったものの、当社グループにより引き続き持分を保有しているものについては、別個の資産又は負債として認識しております。金融負債の認識の中止は、契約上の義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に行っております。債権などの金融資産は、残高を回収する見込みがなくなった時点で直接減額をしております。これは、当社グループが減損対象の債権について合理的な回収手段を全て失った場合に認識しております。

金融資産の購入又は売却は、取引日会計又は決済日会計により認識及び認識の中止を行っております。当社グループは、金融資産の分類ごとに次の方法を適用しております。

- ・償却原価で測定する金融資産 決済日会計
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（以下、「FVOCI」）金融資産 取引日会計
- ・純損益を通じて公正価値で測定する（以下、「FVPL」）金融資産 取引日会計

② 分類と測定－金融資産

金融資産は償却原価、FVOCI、FVPLで測定するものに分類されます。

(i) 債却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の 2 つの要件を満たす場合に償却原価で測定しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

これらの資産は、公正価値と直接起因する取引コストの合計で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。以下⑤の減損要件も適用されます。

(ii) FVOCIで測定する金融資産

金融資産は、次の 2 つの要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

さらに、当社グループは当初認識時に、FVPLで測定する資本性金融商品に対して、公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（取消不能）を行うことがあります。

FVOCIで測定したこれらの金融資産は、公正価値と直接起因する取引コストの合計で測定しております。当初認識後は、以下の測定となります。

・資本性金融商品

当初認識後、処分費用を控除せずに公正価値で測定しております。受取配当を除き、関連する利得及び損失（関連する外国為替部分を含む）はその他の包括利益に認識しております。その他の包括利益に認識された金額は、事後的に純損益に振り替えられることはありません。

・負債性金融商品

当初認識後、売上からの控除又は処分費用を控除せずに、公正価値で測定しております。事後測定は次の要件を含みます。

- －予想信用損失は純損益で認識される。
- －為替差額は償却原価に基づき算定し、純損益に認識される。
- －利息は実効金利法により算定し、純損益に認識される。
- －その他の公正価値に係る利得及び損失は、その他の包括利益に認識される。
- －資産の認識の中止があった場合には、過去にその他の包括利益に認識された利得又は損失の累計額は、その他の包括利益から純損益に振り替えられる。

(iii) FVPLの金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はFVOCIで測定する金融資産に該当しない場合には、FVPLで測定する金融資産に分類されます。加えて、当初認識時にFVPLで測定するものとして取消不能の指定をすることがあります。金融資産の取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益として認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、利得又は損失については純損益に認識しております。

③ 分類と測定—金融負債

金融負債は、償却原価又はFVPLで事後測定する金融負債に分類されます。この分類は、当初認識時に決定しております。

(i) 債却原価で測定する金融負債

直接帰属する取引費用を控除した金額で当初測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(ii) FVPLの金融負債

売買目的で保有する金融負債と当初認識時にFVPLで測定すると指定した金融負債を含んでおり、公正価値で当初測定しております。当初認識後は公正価値で測定し、利息費用を含むその変動は純損益に認識しております。

④ 複合金融商品

当社グループが発行した複合金融商品（例えば、転換社債）の構成部分は、契約上の取決めと、金融負債及び資本性金融商品の定義に従って金融負債又は資本に別個に分類されます。

複合金融商品の負債構成要素は、当初、資本構成要素を持たない類似の負債の公正価値で認識されます。

資本構成要素は、複合金融商品全体の公正価値と負債要素の公正価値との差額で当初認識されます。直接起因する取引コストは、負債及び資本構成要素へ当初の帳簿額に比例して配分されます。

当初認識後、複合金融商品の負債部分は、実効金利法を用いて償却原価で測定します。金融負債に関連する利息は純損益に認識されます。株式に転換された場合、金融負債は資本に組替えられ、純損益には認識されません。また、複合金融商品の資本構成要素は再測定しません。

⑤ 金融資産の減損

当社グループは、償却原価又はFVOCIの負債性金融商品及びリース債権に対し、予想信用損失に基いた損失評価引当金を認識しております。予想信用損失は、信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクで加重平均しております。信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受

け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものです。

当社グループは、各報告日において、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかを評価しております。評価は、報告日時点での予想存続期間を通じて債務不履行に陥るリスクと、当初認識日時点でのリスクとを比較しております。当社グループは、当初認識後、信用リスクが著しく増大しているかを評価するため、期日経過情報のほか、利用可能で個々の金融商品又は関連する全ての合理的で裏付け可能な情報を利用しております。

当初認識後、信用リスクが著しく増大していない金融資産については、12ヶ月の予想信用損失に相当する損失評価引当金が認識されます。当初認識後、信用リスクが著しく増大している金融資産については、全期間の予想信用損失に相当する損失評価引当金が認識されます。上記にかかわらず、重要な金融要素を含んでいない売掛債権及びリース債権については、全期間の予想信用損失に基づく損失評価引当金が認識されます。

予想信用損失の測定は、以下の要件を反映しております。

- ・結果の加重平均、一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない加重平均した金額を反映すること
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況に関する、報告日時点で過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

⑥ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債の相殺は、当社グループが相殺する法的な権利を有しており、決済にあたりこれらを相殺又は同時決済する意向がある場合にのみ、種類及び取引相手によって連結財政状態計算書に純額で表示しております。

⑦ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジするためデリバティブを利用してあります。デリバティブは、契約が締結された日に公正価値で当初認識され、当初認識後は各報告日に公正価値で再測定しております。当初認識後の公正価値の変動の会計処理は、デリバティブがヘッジ手段に指定されているかにより異なり、指定されている場合はヘッジ対象の性質により異なります。

(i) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、デリバティブを以下のいずれかに指定し、ヘッジ取引のリスク管理目的及び戦略を文書化しております。また、当社グループはヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかをヘッジ指定時点で評価するとともに毎期継続的に評価しております。当初認識後の公正価値の変動は、以下のように会計しております。

公正価値ヘッジ

(認識されている資産もしくは負債又は未認識の確定約定の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、純損益の影響に対するエクスポージャーのヘッジ)

ヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値の変動は、純損益に認識されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

(認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引の全部又は構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動に対するエクspoージャーのヘッジ)

ヘッジ手段に係る公正価値の変動は、その他の資本の構成要素にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金として認識されます。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えております。しかしながら、ヘッジされた予定取引が後に非金融資産もしくは非金融負債の認識

を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。また、ヘッジの非有効部分は純損益に認識しております。

なお、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジとともに、ヘッジ会計は、ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合、あるいはヘッジ指定がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合に将来に向けて中止しております。

リスク管理目的を変わりなく有しているものの、ヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求を満たしていないものに対し、バランス再調整を実施しております。バランス再調整は、予測されるヘッジ対象とヘッジ手段との関係の変化をヘッジ比率が反映するよう変更するもので、ヘッジ対象の分量又はヘッジ手段の分量のいずれかを調整することによって調整しております。

(ii) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ商品については、当初認識後の公正価値の変動は直ちに純損益に認識されます。

(6) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金及び当座預金並びに満期が3ヶ月以内に到来する短期性預金など、容易に換金可能で価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資から構成されております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価値のいずれか低い方の金額で測定しております。正味実現可能価値は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額です。棚卸資産の原価は、直接材料費及び直接労務費、並びに正常生産能力に基づく製造間接費の配賦額を含み、主として移動平均法に基づき算定しておりますが、一部の製品及び仕掛品については個別法に基づき算定しております。購入原価の算定にあたり引引き、割戻し及びその他の類似の項目は控除しております。

(8) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の当初認識後の測定モデルにおいて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する借入費用、支出及び資産計上の要件を満たす資産の解体、除去に関する見積費用の現在価値を含めております。

当初取得以降に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、資産計上しております。重要性の高い特定の有形固定資産の部品の交換が必要になった場合、当社グループは資産計上し、各資産の耐用年数に従って減価償却を行います。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時の費用として処理しております。

当社グループは有形固定資産を以下の資産に分類し、記載の耐用年数で減価償却を行っております。減価償却は当該有形固定資産が使用可能になった時点で開始しております。減価償却方法は定率法を採用している液晶用パックライト製品の製造に用いる一部の機械装置等をのぞいて、主として定額法を採用しております。

- ・建物及び構築物 5年～50年
- ・機械装置及び運搬具 2年～15年
- ・工具、器具及び備品 2年～20年

有形固定資産は処分時、あるいはその使用から将来の経済的便益が見込まれなくなったときに認識を中止します。認識の中止により発生する利得あるいは損失は当該有形固定資産の認識中止時に純損益に含めております。利得あるいは損失は正味の処分収入と当該有形固定資産の帳簿価額との差額として算定しております。なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に

向かって適用しております。

(9) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。毎期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益にて認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産（リース資産を除く）

無形資産の当初認識後の測定モデルにおいて原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。耐用年数を確定できる無形資産は見積耐用年数に基づき定額法で償却しております。償却は当該無形資産が使用可能になった時点で開始しております。なお、償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。見積耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウエア 2年～10年
- ・特許権 3年～10年
- ・商標 7年～10年

(10) リース

契約がリースであるか又はリースを含んでいるかの決定は、リースの契約形態にかかわらず、取引の経済的実態に基づいて、リース開始時点で判断しております。

① 借手

所有に伴うリスク及び経済価値が実質的に全て当社グループ（借手）に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか小さい額で当初認識しております。負債は同額で認識しております。ファイナンス・リース資産は見積耐用年数にわたって減価償却しており、耐用年数は通常、それぞれのリース契約期間としております。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるようにリース期間にわたって各期間に配分しております。

貸手が所有に伴うリスク及び経済価値のほとんど全てを移転するものでないリースは、オペレーティング・リースとして分類し、リース料の支払額はリース期間にわたり定額法により純損益で認識しております。

② 貸手

当社グループは、有形固定資産の貸手としてリース活動を行っております。

ファイナンス・リース取引に関連して、その純投資額はリース債権として認識し、その他の金融資産に表示しております。受領したリース料は、利息及び元本の回収に相当する金額に分類しております。さらに、ファイナンス・リースの主な目的が製品の販売であり、ファイナンス・リースが販売方針に従って実施されている場合、リース資産の公正価値又は最低支払リース料の現在価値のいずれか小さい額が収益として認識され、リース資産の購入価格は売上原価として認識されます。

オペレーティング・リースについては、リース収益はリース期間にわたって定額法で認識しております。

(11) 資産の減損

のれんは償却を行わず、毎期減損テストを実施しております。また、事象及び状況の変化により減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。その他の資産は、帳簿価額が回収不能となる可能性がある事象及び状況の変化が生じた場合に、減損テストを実施しております。

減損テストの結果、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る金額については減損損失を認識しております。

回収可能価額とは、資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいいます。

減損テストを行うため、資産は、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産又は資産グループ（資金生成単位）に分類しております。過去の期間において減損損失を認識したのれん以外の非金融資産は、各報告期間の末日において減損損失の戻入れを検討しております。

(12) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付については、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。短期従業員給付に係る負債については、従業員により供給された過去のサービスの結果、当社グループが現在の法的もしくは推定的債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

② 確定拠出制度

確定拠出制度の拠出債務は関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。拠出額の前払は、拠出額が返還される、あるいは将来の支出額が減少する範囲で資産として認識しております。

③ 確定給付制度

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度債務は、保険数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。割引率は、退職給付債務の給付見込日と整合する優良社債の報告期間の末日時点の市場利回りに基づき決定しております。

確定給付制度債務の純額に係る利息の純額は、確定給付制度債務の純額に割引率を乗じて算定しております。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しております。確定給付制度債務の算定の結果、当社グループに資産が生じる可能性がある場合、制度からの将来の現金の返還又は制度への将来掛金の減額の形で、享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しております。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期にその他の資本の構成要素として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

制度の給付が変更された場合、又は制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分、縮小に係る利得又は損失は即時に純損益に認識しております。確定給付制度の法的もしくは推定的債務を消去する確定給付制度の清算の発生時は、当社グループは清算に係る利得又は損失を認識しております。

④ その他の長期従業員給付

当社グループのその他の長期従業員給付に対する純債務は、従業員が過年度及び当連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引いております。再測定による差異は発生した期間に純損益で認識しております。

⑤ 解雇給付

解雇給付は、当社グループがそれらの給付の提供を撤回することができなくなった時点と、当社グループが事業構造改革に関するコストを認識する時点とのいずれか早いほうで費用として認識しております。報告日より12ヶ月以内に給付金の全額が決済されると見込まれない場合、給付金を割り引いております。

(13) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。引当金は見積将来的キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。時の経過に伴う割引率の割戻しは金融費用として

処理しております。

環境整備費引当金は、当該事業地が汚染されたときなどに認識しております。リストラクチャリング引当金は、当社グループが詳細かつ公式な事業構造改革計画を承認したとき、かつ、事業構造改革が開始あるいは公表されたときに認識しております。製品補償損失引当金は製品に欠陥が存在し、顧客の補償のために経済的資源が流出する可能性の高いときに認識しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に分配する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

上記のアプローチに基づき、当社グループでは、以下のように収益を認識及び測定しております。

① 物品の販売

収益は、企業の通常の活動過程で生ずる当会計期間中の経済的便益の増加のうち持分の増加を生じるものであり、既に充足した履行義務に対して当該履行義務に配分した取引価格に基づき当社グループが権利を得たと見込んでいる対価の金額にて測定しております。収益は、返品、値引き及び割戻し並びに売上に関する税金を控除した純額で測定しております。

また、収益は、顧客との契約に基づき、物品の支配が顧客に移転することにより履行義務が充足した時点で認識しております。物品の支配の移転時期は、個々の販売契約の条件によって異なります。ほとんどの場合では、物品が顧客の倉庫に引き渡された時点で移転します。ただし、一部の場合では顧客の検収が完了した時点で、又は港において荷積みした時点で移転します。

② サービスの提供

当社グループは、主にセンシングデバイスの保守サービスを顧客に提供しております。保守サービスには検査、プロセス最適化、改善提案などが含まれます。保守サービス契約については、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

(15) 法人所得税等

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、資本又はその他の包括利益で直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、当期の課税所得又は損失に係る未払法人所得税あるいは未収法人所得税の見積りに、前年までの未払法人所得税及び未収法人所得税を調整したものであり、当期税金の測定には、当社グループが課税所得を発生させている管轄区域において、決算日までに施行又は実質的に施行されている税率を用いて、税務当局に納付（又は還付）されると予測される額で認識しております。また、未収法人所得税と未払法人所得税は特定の要件を満たす場合にのみ相殺しております。

当社グループは、税務ポジションの不確実性が発生する可能性がある場合に、税法の解釈及び過去の経験を含むさまざまな要因に関する当社グループの評価に基づき、連結計算書類において税務ポジションの影響を認識しております。

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価格と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について認識しております。なお、以下の一時差異については、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合

上記の一時差異を除き、繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識しており、繰延税金資産は将来加算一時差異の解消時期、税務計画などを考慮し、課税所得が生じる可能性が高い範囲において認識しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産又は負債が決済される期間に適用されると予想される法定実効税率を使用して測定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺は、関連する未収法人所得税と未払法人所得税を相殺する法的強制力を有し、かつそれらが同一の税務当局によって、同一の納税主体によって課された法人所得税に関するものである場合のみ相殺しております。

(16) 資本

① 資本金及び資本剰余金

当社グループが発行した普通株式は資本に分類し、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、資本から控除しております。

② 自己株式

当社グループが普通株式を再取得した場合、支払対価を資本の控除項目として認識し、再取得した資本は自己株式として分類しております。自己株式を再取得後に売却又は再発行した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。なお、帳簿価額と受取対価との差額は資本剰余金として認識しております。

③ 配当金

当社による配当金の分配可能額は日本の会社法に準拠して算定しております。当連結会計年度以前に適法に決議済みであり、かつ当連結会計年度末時点で分配されていない配当は、負債として認識しております。

(17) 株式に基づく報酬

① 持分法決済型の株式に基づく報酬取引

持分法決済型の株式に基づく報酬の付与日における公正価値は、その権利確定期間間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業務条件を満たすと見込まれる株式に基づく報酬の数を反映して修正しております。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした株式に基づく報酬の数に基づいております。

② 現金決済型の株式に基づく報酬取引

現金決済型の株式に基づく報酬については、公正価値で認識しております。公正価値は当初認識時、各報告日及び決済日に測定しており、公正価値の変動は当期の純損益に認識しております。

(18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期損益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。転換社債型新株予約権付社債に関しては、償還による普通株式数の増加及び転換社債型新株予約権付社債の減少に伴う利息費用の減少による親会社の所有者に帰属する当期損益の増加影響を考慮しております。

(19) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社、同一地域の一部の在外連結子会社において連結納税制度を適用しております。

7. 会計方針の変更

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、「IFRS第15号」）を当連結会計年度から適用しております。

IFRS第15号の適用にあたっては、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。したがって、前連結会計年度については修正再表示をしておりません。この適用による当社グループの業績及び財政状態に及ぼす影響は軽微であります。

詳細については、「6. 会計方針に関する事項 (14) 収益認識」をご参照ください。

8. 追加情報

信託型従業員持株インセンティブ・プラン

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生の増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。本プランは、「ミネベアミツミ従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約（以下、「本信託契約」という。）を2012年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベアミツミ従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」という。）が、2017年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入（当社は当該借入に対し保証を付しております。）を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従い継続的に持株会に売却していく、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点に蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後に従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使（議決権行使を含みます。）については、信託管理人又は受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人又は受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

なお、持株会において信託期間の終了時期を延長することに賛成する旨の意思決定が2017年1月25日付でなされたのを踏まえて、2017年2月24日の取締役会決議において、従持信託の受託者である野村信託銀行株式会社及び従業員の利益を代表する信託管理人との間で、信託期間の満了日を2017年5月9日から2018年12月27日へ延長すること及び信託管理人に弁護士を追加的に選任することに係る変更契約を締結することを決定しております。

本プランにかかる従持信託は、2018年12月27日に信託期間が満了し、2019年1月15日に信託が終了しております。

9. 連結財政状態計算書等に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 545百万円

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金 358百万円

10. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	427,080,606	—	—	427,080,606
合計	427,080,606	—	—	427,080,606
自己株式				
普通株式(注)	7,732,295	6,301,995	2,085,257	11,949,033
合計	7,732,295	6,301,995	2,085,257	11,949,033

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,301,995株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加6,300,000株、単元未満株式の買取りによる増加1,995株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,085,257株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少2,077,000株、ストック・オプションの行使による減少8,000株及び単元未満株式の買増し請求による減少257株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式（当連結会計年度期首2,077,000株）を含めて記載しております。なお、当該信託は、2018年12月27日に信託期間が満了し、2019年1月15日に信託が終了しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2018年6月28日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,452百万円
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月29日

2018年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,877百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 5,811百万円

・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	14円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月28日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

提出会社（親会社）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,000株	10,000株	6,000株
新株予約権の残高	2百万円	3百万円	7百万円

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の営業債務である買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

資本性金融商品は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金は主に取引先に対するものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の営業債権である売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

転換社債型新株予約権付社債は、ミツミ電機株式会社との経営統合に伴い承継したものであり、償還日は2022年8月3日であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び原材料の売買契約に係る価格変動リスクのヘッジを目的とした銅価格スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「6. 会計方針に関する事項（5）金融商品」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。連結会計年度末日現在、売掛金残高が当社グループの売掛金残高の10%を超える特定取引先はありません。売掛金以外の金融資産につ

いては、信用格付の観点から信用リスクが集中しておりません。また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。連結計算書類に表示されている金融資産の貸倒引当金の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

□ 流動性リスクの管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より隨時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。子会社においても同様の管理を行っております。

ハ 為替リスクの管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されております。為替リスクを管理するために継続的に為替変動をモニタリングしており、為替リスクの低減のため為替予約取引を利用しております。

二 金利リスクの管理

当社グループは、事業活動の中でさまざまな金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、金利スワップ取引を利用しておられます。

④ 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。

	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
1年内返済予定の長期借入金 社債	4,551 14,752	4,557 15,303
転換社債型新株予約権付社債	19,827	19,918
長期借入金	40,821	41,383

なお、社債及び借入金以外の金融資産及び金融負債に関しては、帳簿価額が公正価値に近似しているため、記載を省略しております。また、継続的に公正価値で測定する金融商品についても帳簿価額が公正価値と等しいため記載を省略しております。

公正価値の算定方法

社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利借入金の公正価値については、金利が短期間で調整されており帳簿価額が公正価値に近似しているため、帳簿価額を用いております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 962円83銭
(2) 基本的1株当たり当期利益 143円90銭

13. 退職給付に関する注記

一部の国内子会社は、2018年10月1日付で退職給付制度の改定を行い、従来の子会社の制度を当社の制度へ変更しました。当社の退職給付制度は確定給付年金と確定拠出年金の並立型、当該子会社の旧退職給付制度は確定給付年金型であり、子会社の確定給付年金の一部を当社制度の確定拠出年金へ、残余分を当社制度の確定給付年金へ移行しました。

本制度の変更に伴い、当該子会社において過去勤務費用及び清算損益6,728百万円（利益）が発生しました。この変更により、売上原価は4,421百万円減少、販売費及び一般管理費は2,306百万円減少し、営業利益が6,728百万円増加しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ユーシンの取得による企業結合

当社は2019年4月10日に株式会社ユーシン（以下、「ユーシン」）の議決権の76.2%を取得し、子会社としました。

当社は自動車分野を大きな成長領域と位置付けております。特に、主要製品であるボールベアリングや液晶用パックライト、モーターなどは、自動車への搭載が増加しております。自動車産業においては、米国や日本の市場における需要減少、中国市場の成長鈍化等の傾向があるものの、新興国市場では引き続き需要が拡大し、グローバルな市場拡大が続いており、技術革新が市場に変革を促す、いわゆるCASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric）に代表される大転換期を迎えており、自動車メーカーや自動車部品メーカーは、このような技術革新と市場変革に対応することが喫緊の課題となっております。そして、このような事業環境の変化により、今後、自動車メーカーと自動車部品メーカーの役割も大きく変化していくものと考えます。これまで当社グループは、自動車メーカーに加え、多くの自動車部品メーカーに対してさまざまな製品を供給してまいりましたが、この変化に対応するため、最終顧客である自動車メーカーの要求に合致した製品と技術の提案を直接行う役割を一層強化することが求められております。車載部品において国際規格に基づいた機能安全の実績に代表されるユーシンの高い自動車品質の管理ノウハウを活用して当社製品の高付加価値化がはかられるとともに、Tier1メーカー（自動車メーカーに対して直接部品を供給する自動車部品メーカーをいいます。）であるユーシンの顧客基盤の活用により当社製品の一層の拡販が可能となると考えました。さらに、当社及びユーシンが経営を統合し、企業グループの中で新たな役割を適切に分担することで相乗効果が最大限に発揮され、特に自動車関連事業において両社の企業価値の持続的な向上に資する最良の施策であるとの結論に至りました。本取引によって、具体的には、以下のような相乗効果が期待されると考えております。

- (i) 当社における自動車関連事業の強化
- (ii) ユーシンにおける自動車関連事業の強化
- (iii) 当社及びユーシンのIoE関連事業における新たなソリューションの創出
- (iv) 当社及びユーシンのクロスセルと「Time to Market」の実現

取得日現在における支払対価の公正価値は次のとおりであります。

	金額
支払対価の公正価値	24,846百万円

なお、取得資産及び引受負債の公正価値並びに非支配持分及びのれんの金額については、現在算定中であります。

株主資本等変動計算書

第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
当事業年度期首残高	68,258	126,800	18,134	144,934	2,085	2,188	6,500	34,811	45,585
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△11,328	△11,328
当期純利益								27,751	27,751
自己株式の取得									
自己株式の処分			2,801	2,801					
新株予約権の行使			△7	△7					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	2,793	2,793	-	-	-	16,422	16,422
当事業年度末残高	68,258	126,800	20,927	147,728	2,085	2,188	6,500	51,234	62,007

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	△9,496	249,282	1,364	3	1,368	18	250,668
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△11,328					△11,328
当期純利益		27,751					27,751
自己株式の取得	△10,635	△10,635					△10,635
自己株式の処分	670	3,472					3,472
新株予約権の行使	12	5				△5	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△487	△3	△491		△491
事業年度中の変動額合計	△9,951	9,264	△487	△3	△491	△5	8,767
当事業年度末残高	△19,448	258,547	876	0	876	13	259,436

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕入製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕 掛 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ペアリング、ねじ、モーター

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

センシングデバイス（計測機器）、特殊モーター、特殊機器

・原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械及び装置 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却しております。

無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、のれんについては、10年間で均等償却しております。

また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用 定額法

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

製品補償損失引当金

製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

環境整備費引当金

環境対策費用として今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社財務部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、ヘッジ対象となる外貨建予定取引と重要な条件を一致させており、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動等を相殺できることを確認

しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判断に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 總延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間（10年間）にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、総延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、総延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）に記載された内容を追加しております。

(8) 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

① 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生の増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。本プランは、「ミネベアミツミ従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約（以下、「本信託契約」という。）を2012年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベアミツミ従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」という。）が、2017年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入（当社は当該借入に対し保証を付しております。）を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従い継続的に持株会に売却していく、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点に蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後に従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使（議決権行使を含みます。）については、信託管理人又は受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人又は受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

なお、持株会において信託期間の終了時期を延長することに賛成する旨の意思決定が2017年1月25日付でなされたのを踏まえて、2017年2月24日の取締役会決議において、従持信託の受託者である野村信託銀行株式会社及び従業員の利益を代表する信託管理人との間で、信託期間の満了日を2017年5月9日から2018年12月27日へ延長すること及び信託管理人に弁護士を追加的に選任することに係る変更契約を締結することを決定しております。

本プランにかかる従持信託は、2018年12月27日に信託期間が満了し、2019年1月15日に信託が終了しております。

- ② 当該取引は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）の適用初年度より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

なお、従持信託が終了したことについて、従持信託内に残存した金銭を残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配する予定です。当該金額は5,780百万円であり、売上原価に3,124百万円、販売費及び一般管理費に2,656百万円計上しております。

- ③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ 信託における帳簿価額

前事業年度670百万円、当事業年度一百万円

ロ 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ハ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前事業年度2,077,000株、当事業年度一株

期中平均株式数 前事業年度2,376,545株、当事業年度1,696,995株

二 ハの株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 60,424百万円

(2) 偶発債務

保証債務

次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

保証先	金額（百万円）
NMB-Minebea Thai Ltd.	6,279
Minebea Intec GmbH	4,216
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	3,773
NMB-Minebea-GmbH	3,107
その他2社	246
計	17,623

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 53,057百万円

短期金銭債務 57,424

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 297,956百万円

仕入高 351,208

その他営業取引の取引高 12,330

営業取引以外の取引高 25,348

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	7,732,295	6,301,995	2,085,257	11,949,033

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,301,995株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加6,300,000株、単元未満株式の買取りによる増加1,995株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,085,257株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少2,077,000株、ストック・オプションの行使による減少8,000株及び単元未満株式の買増し請求による減少257株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(当事業年度期首2,077,000株)を含めて記載しております。なお、当該信託は、2018年12月27日に信託期間が満了し、2019年1月15日に信託が終了しております。

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	5,370百万円
信託型従業員持株インセンティブ・プランの分配額	1,769
賞与引当金損金算入限度超過額	1,500
減価償却費損金算入限度超過額	816
税務上の繰越欠損金	520
投資有価証券評価損	517
退職給付引当金	364
税務上の無形固定資産	362
未払費用	292
未払社会保険料	249
未払事業税	237
繰越外国税額控除	180
棚卸評価損否認額	85
減損損失	75
役員退職慰労金	29
その他	571
繰延税金資産小計	<u>12,943</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△6,279</u>
評価性引当額小計	<u>△6,279</u>
繰延税金資産合計	6,663

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	990
その他有価証券評価差額金	74
繰延ヘッジ損益	0
繰延税金負債合計	1,065
繰延税金資産の純額	<u>5,598</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△25.9
住民税均等割	0.1
評価性引当額	△0.0
源泉所得税	4.0
試験研究費等税額控除	△1.5
その他	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>6.4</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、コンピュータ端末機（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

前記の「重要な会計方針に係る事項 (2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	937百万円
1年超	2,542
合計	3,479

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

会社等の 名 称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
NMB-Minebea-GmbH	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	35,395	売掛金	5,777
NMB-Minebea Thai Ltd.	100.0	兼任 2人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。	機械加工品及び電子機器等の仕入	158,166	買掛金	28,492
				当社の製品及び仕入製品の販売	24,231	売掛金	7,494
				—	—	債務保証	6,279
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	100.0	兼任 1人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。	機械加工品及び電子機器等の仕入	38,892	買掛金	5,697
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	100.0	兼任 2人	当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	131,677	売掛金	20,625
ミツミ電機 株式会社	100.0	兼任 4人	ミツミ製品を製造し、当社が仕入販売をしている。 資金の貸付あり。	ミツミ製品の仕入	97,916	買掛金	11,080
				資金の貸付	141,700	短期貸付金	5,000
				資金の回収	166,400	—	—
				受取利息	188	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社啓蒙社	(被所有)直接 2.43	兼任 1人	当社が機械設備、部品及び油脂類等を購入している。	機械設備、部品及び油脂類等の購入	3,585	買掛金※2	974
					工具、器具及び備品等のリース取引及び賃借料等	566	リース資産	24
					未払金、流動負債その他※2		リース債務※2	26
					土地の賃貸料等	5	未収入金※2	114
					その他営業外収入	17		3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 624円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円40銭 |

退職給付会計に関する注記

(1) 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、積立型、非積立型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給いたします。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	22,745百万円
勤務費用	1,068
利息費用	124
数理計算上の差異の当期発生額	944
退職給付の支払額	△579
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>24,302</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,828百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の当期発生額	△651
事業主からの拠出額	944
退職給付の支払額	△577
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>21,980</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	24,298百万円
年金資産	△21,980
	2,318
非積立型制度の退職給付債務	4
未積立退職給付債務	2,322
未認識数理計算上の差異	△1,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,194
<u>退職給付引当金</u>	<u>1,194</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,194

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,068百万円
利息費用	124
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	△227
確定給付制度に係る退職給付費用	529

⑤ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31%
株式	26
保険資産（一般勘定）	15
保険商品	12
その他	16
合 計	100

□ 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産型の現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.4%
長期期待運用收益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分法	給付算定式基準

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、184百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表 14. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。